

第 5 回企業統計部会結果概要(案)

- 1 日 時 平成 20 年 6 月 13 日 (金) 13:30 ~ 15:56
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 3 階 第 1 会議室
- 3 出席者 美添部会長、佐々木委員、高木臨時委員、西郷専門委員、塩路専門委員、
菅専門委員、高田専門委員
審議協力者 (内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
日本銀行、東京都、大阪府)
調査実施者 (高見経済基本構造統計課長、荒井産業統計室長ほか 2 名)
事務局 (吉田国際統計企画官ほか 3 名)
- 4 議 題 経済構造統計の指定及び平成 21 年に実施される経済センサス - 基礎調査の計
画の承認等について

5 審議の概要

前回部会での委員意見等を踏まえて部会長が整理した論点メモに従い、個々の論点ごとに、調査実施者からの論点に対する考え方及びその論点に関連する前回部会での委員意見等に対する考え方についての説明を踏まえ、順次審議が行われた。

審議における委員・専門委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

調査事項関連

- ・ 経済センサス-基礎調査は、事業所・企業統計調査の機能を踏まえた調査計画ということだが、平成 18 年に実施した事業所・企業統計調査の調査事項に比べ、「決算月」及び「持株会社が否か」については新規の調査事項とし、「登記上の会社成立の時期」、「平成 13 年 10 月 2 日以降の会社の合併・分割等の状況」及び「電子商取引の状況」について調査事項としなかった理由は何か。

これに対し調査実施者から、「経済センサスの枠組みについて」(経済センサス (仮称) の創設に関する検討会決定 18.3.31) において、母集団情報の整備に特化することとされていることから、この 3 つは個別情報と判断したとの回答があった。

調査方法関連

- ・ 郵送調査において調査客体に郵便物が届かない場合として、廃業、移転などのケース、また、単に届かない (住所間違いなど) ケースもあるのではないか。
これに対し調査実施者から、受け持ち調査区を調査員が巡回し調査客体を確認するため、廃業、移転などのケースについては、新設事業所として把握されると回答があった。
- ・ 行政記録から加えた調査客体 (以下「行政記録客体」という。) の調査は、SOHO などオートロックマンションの 1 室で営業している事業所が多いので、これまで外観から捉える

ことができなかった調査客体を今回調査員調査で捉えることは困難ではないのか。調査員調査においても、郵送調査やオンライン調査を取り入れるなど、何らかの工夫が必要ではないか。

これに対し調査実施者から、本調査に向けては、データのクリーニングによって、準備名簿から廃業した事業所を取り除くとともに、マンション管理組合などに対し調査への協力を依頼するなど、広報を充実していきたいとの回答があった。

- ・ 企業のセキュリティも厳しい。調査に行っても、企業の担当者とアポが取れていないと受付で通してくれない。事前に企業の窓口担当をはっきりさせておく必要があるのではないか。
- ・ 調査員が行政記録客体を探すのは大変だ。1次試験調査結果によると、行政記録客体828のうち、493は休業、存在しない、あるいは活動状態不明であった。このため、昨年まで営業していたとか、ビル名や部屋番号という情報も必要ではないか。準備調査名簿を如何精緻に作成するかが、調査員事務の負担軽減につながる。

産業分類関連

- ・ 平成16年の事業所・企業統計調査と商業統計調査の同時実施した結果データによる格付状況では、商業統計調査のデータを事業所・企業統計調査に反映させているので、二つの調査の格付の一致率が高くなるのは当然ではないか。
- ・ 事業所・企業統計調査と商業統計調査及び工業統計調査それぞれの調査結果の比較などを踏まえ、次回、再度審議したい。
- ・ 調査票の設計では、付加価値を代替する指標として従事者数を用いているが、製造業などにおいては、必ずしも従業者数の多寡から付加価値が的確に把握できないのではないか。従業者数によって付加価値を的確に把握できるのかどうか、実証的な検証が必要ではないか。
- ・ 売上高から原材料費を引いたのが付加価値なのだから、その付加価値の構成部分は雇用者報酬と営業余剰とに大きく二分される。だとすれば、雇用者報酬を従業者数で代替したというような解釈もあるのではないか。

6 今後の予定

次回は6月26日(木)に開催し、調査事項や調査方法に係る残りの事項、集計事項などの論点について審議を行い、その後、答申骨子案についても審議することとされた。

以 上